

環境基本法案に関する見解

1993年4月21日

日本科学者会議

4月20日より環境基本法に関する国会審議が始まった。そもそも環境基本法は、有効で総合的な日本の基本法のひとつとして、日本国民が世界に恥じることのない法律であることが広く期待されるところである。

日本科学者会議は去る1月14日、この法律の制定にかかわる基本理念や、盛り込まれるべき内容に関して「見解」を公表した。私たちは、この「見解」に照らして、政府案は、極めて不十分な内容であると考え。本法案（政府案：以下同じ）は、全体として経済的な発展を国の基本的な施策の柱とした高度成長時代以来の先入観を、十分に克服することができていない。以下に、それがもとになって生まれている本法案の欠陥を指摘するとともに、国会審議にこれらの意見が反映されることを期待し、併せて各方面の参考に供したい。

1. 制定さるべき環境基本法は、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与へられる」と定めている日本国憲法に直結し、開発に関する他のすべての法律の上位に位置づけられるべきものである。この問題意識からすれば、環境基本法は伝統的な法律の形式にとらわれず、憲法と同様、未来の人間社会を先取りした国際的にも誇れる前文をもつべきである。

2. 本法案の第3～5条に述べられている基本理念は一応評価できるが、前文に、それらの理念を導き出した背景となるべき諸条件が、明瞭に記述される必要がある。すなわち、

(1)人類の社会的生産活動なканずく先進工業国における企業活動が巨大化したために、有限な地球環境の限界を超えてその破壊が進行しているという自覚を明記すべきである。

(2)基本的人権としての環境権、すなわちすべての国民、すべての人類が、良好な環境を享受することのできる権利の存在が明示さるべきである。

(3)環境を享受する権利とは別に、国民が自らの環境の未来に関心をもち、それを選択する権利が保障されなければならない。そのためには、開発行為の実質的な民主化が必要である。すなわち環境と開発に関する一切の情報の公開を受け、また開発にかかわる意思決定に際して国民が参加する権利の存在が明示

さるべきである。

3. 「戦争は最大の環境破壊である」という認識が国際的な常識になってから久しい。だが環境破壊を引き起こすのは、単に狭義の戦争ばかりではない。軍事・防衛演習や、軍需・防衛生産などを含め、およそ軍事にかかわる一切の行動が、地域、ひいては地球の環境問題に、無視することのできない影響を及ぼしている。それらがまた子孫のための資源を無意味に浪費する行為であることはいうまでもない。先進諸国全体では、軍事にかかわるエネルギーの使用量が、総エネルギー使用量の15%に達するという推計もある。現在と将来の人の環境と資源を守るために、軍事に関連する経済的費用を軽減し、環境保全のためにあてるという姿勢の確立が急務である。わが国は「平和憲法」をもつ国として、その前文に明記されているように、軍事にかかわる行動を抑制するという国の施策の方向性を明らかにし、世界のリーダーシップをとるべきである。

4. 本法案の基本理念を示す最初の条文である第3条「環境の恵沢の享受と継承等」は、上記2.(2)に前文の中での明示を主張した環境権に見合うものとして記述さるべきである。また第4条「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」の条文は、まかり間違えば、かつて社会的にも立法の上でも否定されたはずの「環境と経済発展の調和論」の解釈に陥りかねない。「豊かな環境の維持」や保全が一切の開発行為の前提であると明記さるべきである。

5. 現在の環境の状況は、かつては地域のものでしか見られていなかった環境の矛盾が、地球的規模に拡大して質的転換を起こしている姿だと理解することができる。すなわち地球環境問題の発生の原点は、明らかに地域環境の矛盾にある。しかもそれらの矛盾の多くは、公害現象として直接人権にかかわりあっている。地方公共団体の施策がことのほかに重要であるのはこのためである。以上の観点から見れば、第7条の記述に対しては強い不安を抱かざるを得ない。第7条は、法律で定める規制項目以外のものについても地方自治体の条例で規制する、いわゆる「横出し規制」の容認を含むものと考えられる一方、法律で定める一律基準より厳しい基準を条例で上乘せする、いわゆる「上乘せ基準」は禁止している趣きが強い。「横出し規制」「上乘せ基準」をいずれもはっきりと認める、民主主義国家らしい表現の条文に改善すべきである。そしてこの趣旨は、第15条（環境基準）においても、明確に表現しておく必要がある。

6. 人間が単なる生物的存在でないことはいうまでもない。私たちは1月14日付の「見解」で、基本法の条項の中に、精神的・情緒的・文化的環境への配慮が必要であると主張した。本法案が、第13条第1項3号に挙げている施策策定の指針としての「人と自然のふれあいが保たれること」は、あるいはいくらかこの点への配慮があるのかも知れない。しかし私たちの問題意識は、このような断片的に記述される程度のものではない。環境を論じる時とかく見過ごされがちではあるが、アメニティの侵害を含む、現代文明における精神的・情緒的・文化的環境の破壊の現実は、人間社会にとって緊急に対処が必要な重大事であると考えられる。この点に配慮したしかるべき法的枠組みが準備されることを求める。

7. 環境への配慮が、独走する開発の後追いを続ける現在の日本や世界の状況では、実のある環境保全はおぼつかない。本法案第14条では、環境計画の優位性を明確にするとともに、環境基本計画が第3条、第4条、第5条の基本的理念の実現のために策定されるものである旨を明記すべきである。

8. 環境保全のためには、科学的で民主的な環境影響評価制度の実現が不可欠である。ただ単に「環境影響評価の推進」として国の施策の中に位置づけている本法案第19条の条文では不十分であり、総合的な環境影響評価にかかわる立法を国民的論議を経て行う旨、明瞭に記述さるべきである。

9. 環境保全のための経済的措置を定めている第21条の表現は、極めてあいまいであり、国際的にも批判の的となろう。少なくとも、国が有効な経済的施策をとることができる旨を明記し、同時にその施策の実施のためには国民の理解と協力を得る努力が必要であること、効果と影響の調査・研究が平行してなされなければならないことを、明瞭に記述すべきである。

10. 第4条にいう「持続的発展が可能な社会の構築」のためには、将来に向けて生産体系の転換が不可欠である。持続可能な社会のための生産体系は、「環境に負荷を与えないエネルギー生産体系」であり、同時に「資源の循環再利用型の生産体系」である。本法案ではその第23条第2項などに、上記後者の問題意識を認めることはできるが、前者の視点も盛り込む必要がある。

11. 環境保全のためには、環境教育が極めて重要である。本法案では第24条に記されているが、環境基本計画、環境影響評価と並んで、環境教育をひとつ

の節とし、それが第4条にいう社会の構築のための重要な施策であることを明記すべきである。さらに地方公共団体ならびに教育委員会が、それぞれの地域において、環境教育を積極的に推進し、同時にそのための諸条件を整備する責務を明記すべきである。

12. 本法案第26条、第33条の、国の施策として位置づけられている情報の提供に関する条文は、前記2の(3)に記した理由からまったく不十分である。環境・開発に関して情報を有する側の公開の義務と、開発の計画策定ならびにその実施に関する意思決定の過程に国民が参加する権利は、その重要性にふさわしい位置とふさわしい表現で明記さるべきである。

13. 日本の開発途上国援助が、現実にはそれらの地域の環境を大きく破壊していることは厳然とした事実である。地球的環境破壊を防ぐためには、ODAをすべて取り止めることが先決だという極論を唱える人までいる。国際協力にあたっての配慮を定めた第34条の記述は、基本理念として第5条に「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」をうたう以上、努力規定ではなく義務付け規定とすべきである。同条第2項に関しても、事業活動を行う地域における事業者の環境保全は、事業者の義務であることを明瞭にすべきである。

14. 第39～42条に規定されている環境審議会は、現行の二つの法律の規定を忠実に引き継いだものであると考えられる。しかしながら、そもそも環境基本法の制定が必要となった新段階においては、国民や地域住民の声が、今まで以上に効率よく行政上の施策に反映されることが必要であると考え。少なくとも都道府県や市町村の段階においては、審議会委員の公選制を取り入れるべきである。